

令和4年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況



☎総務課(☎826-1111 内線2209 FAX822-9252)

情報公開制度

「土浦市情報公開条例」に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さんの市政参加を促進し、市との信頼関係を強化し、公正で開かれた市政を推進することを目的としています。

令和4年度の運用状況

公開請求などの状況

実施機関	件数	主な内容
市長部局	市長公室	24 広報紙の発行に係る公文書など
	総務部	51 住居表示台帳など
	市民生活部	186 地区長名簿など
	保健福祉部	9 業務委託契約書など
	産業経済部	1 排水路整備工事設計書
	都市政策部	9 建設リサイクル法様式第1号届出書など
	建設部	23 道路平面図など
市議会	6 委員会会議録など	
教育委員会	13 中学校教科書採択議事録など	
消防長	2 危険物施設一覧など	
監査委員	13 住民監査請求に係る関係人調書など	
合計	337	

※公開請求…294件、公開の申出…43件

公開請求などに対する決定の状況(単位：件)

公開	一部公開	非公開	不存在	合計
117	86	6	128	337

公開請求などに対する公開率…97.1%

公開率の算式

(公開件数＋一部公開件数)

÷ (公開件数＋一部公開件数＋非公開件数)

審査請求の処理状況(単位：件)

審査請求件数		処理件数				合計
新規	前年度継続	認容	棄却	却下	審議中	
3	11	0	12	1	1	14

請求などの手続きについて

◆請求できる方

- ・市内に住所のある方
- ・市内に通勤・通学している方
- ・市内に事務所・事業所がある法人などの団体
- ・市の事務事業に具体的な利害関係をお持ちの方

◆請求などの流れ

請求などをしたい情報の特定

対象の情報を皆さんの相談に応じたうえで特定します。

請求書・申出書の提出

情報公開室(本庁舎3階)にある、情報公開請求書(「公開の申出」のときは情報公開申出書)に必要な事項を記入し、提出してください。請求書・申出書はホームページからダウンロードすることもできます。郵送やファクスでも受け付けていますので、詳しくはお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して原則14日以内に、公開・非公開を決定し、書面で通知します。

公開の方法

公開を決定した場合、公開する日時を調整のうえ、情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により公開します。

※条件にあてはまらない方でも、情報公開請求に準ずる「公開の申出」により、公開を求めることができます。この場合、情報の非公開の決定となったときに審査請求をすることはできません。

個人情報保護制度

「個人情報の保護に関する法律」などにに基づき、市が保有している自分の個人情報を見たり、個人情報に事実の誤りなどがある場合に、訂正や利用停止を請求できる仕組みです。個人のプライバシーの保護を図り、公正で信頼される市政を推進することを目的としています。

令和4年度の運用状況

開示請求の状況

実施機関	件数	主な内容
市長部局	総務部	固定資産税評価額の内訳資料など
	市民生活部	印鑑登録証明書の発行履歴など
	保健福祉部	身体障害者手帳に係る診断書など
教育委員会	1	就学支援委員会の検討資料
農業委員会	3	農地基本台帳
消防長	1	救急要請に係る記録
合計	31	

開示請求に対する決定の状況(単位：件)

開示	一部開示	非開示	不存在	合計
6	21	1	3	31

口頭による開示請求の状況

土浦市職員採用試験	開示請求者数
第1次試験	6
第2次試験	21

※土浦市職員採用試験については、特例として「口頭による開示請求」が認められています。

請求の手続きについて

◆請求できる方

どなたでも

※未成年者・成年被後見人の法定代理人および本人の委任による代理人(任意代理人)は、本人に代わり請求できます。

◆請求の流れ

請求書の提出

情報公開室にある所定の請求書に必要事項を記入し、提出してください。請求書はホームページからダウンロードすることもできます。郵送でも受け付けていますので、詳しくはお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

開示請求

開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して原則14日以内に、開示・非開示を決定し、書面で通知します。

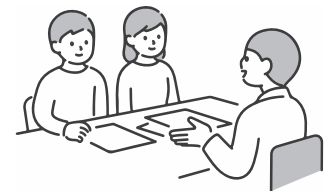
開示の方法

開示を決定した場合、開示する日時を調整のうえ、情報の閲覧、視聴または写しの交付により開示します。

訂正請求・利用停止請求

訂正請求・利用停止請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して原則30日以内に、訂正・利用停止をするかを決定し、書面で通知します。



非公開・非開示などの決定に対する審査請求

情報の非公開、個人情報の非開示の決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。この審査請求については、土浦市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重し、裁決を行います。